

看護補助者処遇改善支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第4条 この補助金の交付額は、<u>次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額の全対象医療機関の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>別表1第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を補助金の選定額とする。</u></p> <p>イ <u>アにより選定された額と当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の交付額とする。</u></p> <p>第5条～第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年2月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年<u>10月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第4条 この補助金の交付額は、別表1第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第5条～第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年2月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月7日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

別表 1～2 略

様式第 1 号～第 3 号 略

様式第 1 号の 1

様式第 1 号の 1

経費所要額精算書

補助事業者名: _____

(A) 経事業費	(B) 寄付金その他の 収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 対象経費の実支 出額	(E) 基準額	(F) 選定額 (D)+(E)で少ない額	(G) 県補助所要額 (C)+(F)で少ない額	備 考
円	円	円	円	円	円	円	

(注)

- 1 「対象経費の実支出額 (D)」欄は、様式第 1 号の 2. G の合計額を記入すること。
- 2 「基準額 (E)」欄は、様式第 1 号の 2. F の合計額を記入すること。
- 3 「選定額 (F)」欄は、(D) と (E) を比較して少ない方の額とする。
- 4 「県補助所要額 (G)」欄は、(C) と (F) を比較して少ない方の額に 10 分の 10 を乗じた額とする。ただし、1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

様式第 1 号の 2 略

別表 1～2 略

様式第 1 号～第 3 号 略

様式第 1 号の 1

様式第 1 号の 1

経費所要額精算書

補助事業者名: _____

(A) 対象経費の実支出額	(B) 基準額	(C) 選定額	(D) 県補助所要額	備 考
円	円	円	円	

(注)

- 1 「対象経費の実支出額 (A)」欄は、様式第 1 号の 2. G の合計額を記入すること。
- 2 「基準額 (B)」欄は、様式第 1 号の 2. F の合計額を記入すること。
- 3 「選定額 (C)」欄は、(A) と (B) を比較して少ない方の額とする。
- 4 「県補助所要額 (D)」欄は、(C) に記載された額に 10 分の 10 を乗じた額とする。ただし、1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

様式第 1 号の 2 略